三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの
四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（員外利用の範囲） **第三条**　法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。 一　法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号　当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第一項第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業 ［二・三　略］ （特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為） **第五十条の三十一の十八**　［略］ 2　法第百二十一条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第百二十一条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの 二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの 三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（員外利用の範囲） **第三条**　［同上］ 一　法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号　当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業 ［二・三　同上］ （特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為） **第五十条の三十一の十八**　［同上］ ［項を加える。］